

普通免許状の申請書類一覧【別表第8】

○：必須
△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第6条第2項別表第8

○教育職員検定により、所有する免許状の隣接校種の免許状の授与を受ける場合

●取得できる免許状

- ・幼稚園教諭2種（対象：小学校教諭普通免許状所有者）
- ・小学校教諭2種（対象：幼稚園又は中学校教諭普通免許状所有者）
- ・中学校教諭2種（対象：小学校又は高等学校教諭普通免許状所有者）
- ・高等学校教諭1種（対象：中学校教諭専修または1種免許状所有者）

	書類名	紙申請	電子申請	備考
ア	教育職員免許状授与・検定申請書及び誓約書（第1号様式）	○	-	
イ	履歴書（第2号様式）	○	○	
ウ	人物に関する証明書（第3号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
エ	学力に関する証明書又は 単位修得表（第7号様式）及び単位認定書	○	○	証明日から3か月以内のもの
オ	身体に関する証明書（第9号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
カ	実務成績証明書（第4号様式）	○	○	直近の勤務から申請に必要な年数分の証明を取ることを。
キ	教科認定書（第8号様式） （中学校、義務教育学校の後期課程、若しくは中等教育学校の前期課程での実務経験により、小学校教諭2種若しくは高等学校1種免許状を取得する場合、又は高等学校若しくは中等教育学校の後期課程での実務経験により、中学校教諭2種免許状を取得する場合のみ。※これらに相当する特別支援学校の各部での実務経験も含む。）	△	△	直近の勤務から申請に必要な年数分（第4号様式と同期間分）の証明を取ることを。
ク	基礎となる幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状の写し	○	○	基礎となる免許状の再授与を同時に受ける場合は不要 ※写しを提出する場合は、要原本証明
ケ	既所有の教育職員免許状（教員免許更新制により更新等手続を行っている場合は、更新等証明書も含む。）の写し	△	△	他の教員免許状を所有している場合のみ ※要原本証明
コ	戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の氏名または本籍地が異なる場合のみ
サ	返信用封筒（角型2号サイズ、490円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要
	手数料：5,000円	○ 注1	○ 注2	注1：大分県収入証紙による（第1号様式に貼付） 注2：電子申請システム上でのクレジットカード納付

別表第8は、所有する普通免許状の隣接校種の普通免許状を取得する方法です。

基礎となる（既所有の）普通免許状校種での教員経験3年（※） + 必要単位の修得（単位数は取得する免許状により異なる）が要件となります。

※授与を受けようとする免許状校種での教員経験も年数に含まれる場合があります。

【例1】

中学校教諭1種免許状所有者 → （中学校教員3年 + 12単位修得） → 小学校教諭2種免許状取得

【例2】

高等学校教諭1種免許状所有者 → （高等学校教員3年 + 9単位修得） → 中学校教諭2種免許状取得

修得単位の条件や教員経験年数のカウントの可否等 詳細は、採用試験・免許班までお問い合わせください。